

平成21年12月28日
社会保険庁総務部総務課
(担当・内線)
総務課長 樽見(3507)
企画室長 橋本(3671)
人事調整官 藤原(3516)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通)
樽見 03(3595)2641
橋本 03(3595)2762
藤原 03(3595)2700

報道関係者 各位

社会保険庁の廃止に伴う職員の移行等の状況について

本年末をもって社会保険庁が廃止され、来年1月から日本年金機構が設立されますが、それに際して、社会保険庁職員の移行等の状況を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

社会保険庁の廃止に伴う職員の移行等の状況について

○社会保険庁の廃止に伴う職員の移行等の状況については、別紙のとおり。

○分限免職となる職員の中で、

- 1) 再就職等の支援を求めている職員は 195 人(うち、懲戒処分を受けている職員 125 人)、このうち、
 - ・ ①懲戒処分を受けており、日本年金機構に採用されない職員、又は②懲戒処分は受けていないが、日本年金機構不採用となった職員であって、再就職等の支援を求めながら今後の見込みが立っていない職員は 59 人(うち、懲戒処分を受けている職員 48 人)
 - ・ 日本年金機構に応募せず、現時点で再就職等の見込みが立っていない職員は 53 人(うち、懲戒処分を受けている職員はなし)
- 2) 再就職等の支援を求めていない職員は 330 人(うち、懲戒処分を受けている職員 126 人)
- 3) 上記の1)及び2)を合わせ分限免職となる職員は 525 人(うち、懲戒処分を受けている職員 251 人)

(注) この免職となる職員(525 人)について退職勧奨を受け入れない理由を確認したところ、民間における整理解雇と同様の退職手当が割り増しされる制度の適用を希望したとする職員が多数(401 人)であった。

○今後の見込みが立っていない職員への支援

再就職先について今後の見込みが立っていないことにより、引き続き支援を求める職員に対しては、平成 22 年 1 月以降も官民人材交流センターの活用等、可能な限りの支援を行っていくこととしている。

(参考)

平成 21 年 12 月 1 日に決定した「就職の決まっていない職員への対応策」に関する状況は下記のとおり。

(1)日本年金機構の准職員の追加募集

日本年金機構において、社会保険庁職員のうち懲戒処分を受けていない者を対象に、170 人程度、准職員の募集を行った。

61 人応募 → 60 人採用決定(12 月 17 日の設立委員会で決定)

(2)厚生労働省の非常勤職員としての採用

厚生労働省において、非常勤職員 200 人～250 人程度、公募した。

192 人応募 → 152 人採用決定

(注)このほか、民間から 112 人が採用決定されている。

(別紙)

社会保険庁の廃止に伴う職員の移行等の状況について

○職員数 12,566 人

○日本年金機構へ採用される職員数 10,069 人

(正規職員 9,499 人
准職員 570 人)

○全国健康保険協会へ採用される職員数 45 人

○厚生労働省等へ配置換えとなる職員数 1,293 人

○平成 21 年 12 月 31 日離職する職員数 1,159 人

・ 勸奨退職 631 人

・ 自己都合退職 3 人

・ 整理退職 (分限免職処分) 525 人

* 国家公務員法第 78 条第 4 号 (官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合) の適用を受け免職となる職員

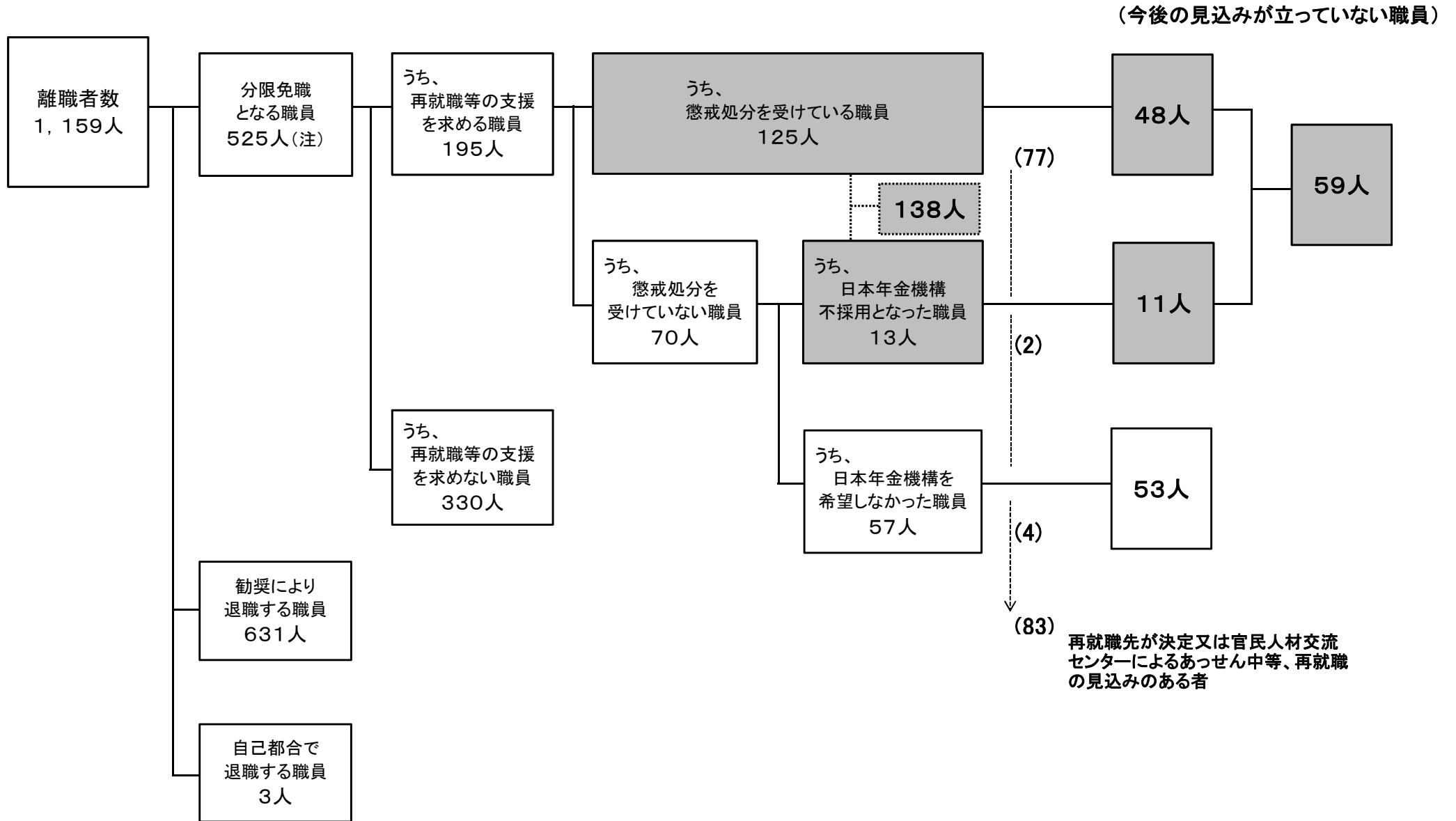
* 525 人中、401 人は退職手当が割り増しされる制度の適用を希望したとしている。

(注) 平成 21 年 12 月 28 日現在であり、31 日までの間に変動する。

(参考)

平成21年12月28日

社会保険庁を離職する職員の状況



(注)525人中、401人は退職手当が割り増しされる制度の適用を希望したとしている。

(参考)

国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）（抄）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合